

持続可能な電力システム構築小委員会（第10回会合）
議事概要（速報版）

日時： 令和3年4月23日（金） 10:00 ~ 12:00

場所： オンライン会議

議題： 持続可能な電力システム構築に向けた詳細設計

出席者：

委員

山地憲治委員長（地球環境産業技術研究機構 副理事長・研究所長）

秋池玲子委員（ボストン・コンサルティング・グループ
マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

秋元圭吾委員（地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー）

大橋 弘 委員（東京大学公共政策大学院 院長）

廣瀬和貞委員（株式会社アジアエネルギー研究所 代表）

松村敏弘委員（東京大学社会科学研究所 教授）

圓尾雅則委員（SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）

水本伸子委員（株式会社 IHI 顧問）

村上千里委員（（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
・相談員協会 環境委員長）

オブザーバー

個人情報保護委員会 赤阪参事官、電気事業連合会 大森事務局長、株式会社エネット 野崎取締役、(一社)日本卸電力取引所 國松企画業務部長、電力・ガス取引監視等委員会 佐藤事務局長、東京ガス株式会社 菅沢執行役員、(一社)日本風力発電協会 鈴木技術顧問、電力広域的運営推進機関 都築事務局長、送配電網協議会 平岩事務局長、消費者庁 吉田参事官

経済産業省

下村電力産業・市場室長 他

欠席者：

委員

小野 透 委員 ((一社)日本経済団体連合会
資源・エネルギー対策委員会企画部会長代行)
高村ゆかり委員 (東京大学未来ビジョン研究センター 教授)

持続可能な電力システム構築小委員会（第10回会合） 議事要旨

1. 事務局より資料1について説明。
2. 資料1について、委員・オブザーバーからの主な意見は以下のとおり。

委員

- 当初の導入目的を果たすことが重要。詳細検討においては、レジリエンス強化、安定供給の向上、電力システムの効率化、再エネ導入促進、地域サービスの向上を俯瞰することが必要。
- 需要家にメリットある制度であることが必要。事前に責任所在等が明確化されることが重要。配電事業者は、行政や一般送配電事業者等と連携しながら、しっかり運用すべき。
- 配電事業者の撤退を防止するモニタリングの仕組みについて。配電事業の撤退に備え、設備の修繕費用等を積立ていくことは重要。
- 参入要件の厳格化で事業参入の妨げにならないように留意が必要。社会コストが低減できるよう、他省庁とも連携して、必要な規制緩和が実施されることが重要であると考える。
- 撤退時に備えた取決めは重要。事業のリスク要因は様々であり、当初予定していた引継計画や私契約が履行できないことも起こりうる。そもそも配電事業は利益率が高くなく、他事業の影響で会社全体の財務状況が悪くなると撤退につながることも想定される。このような場合、国や自治体が補修費用を負担するというわけにもいかないだろうから、誰が補修するのか、託送料金で回収できるようにするのかなど、引継計画等に基づき、原状回復義務等を履行できなくなった時の対応方法等についての検討が必要。
- 配電事業者の独自の運用等により、エリアの一般送配電事業者とは異なる特殊な仕様の設備やシステム等を運用する場合は考えられる。配電事業の撤退の際に、一般送配電事業者と異なる仕様の設備等を導入している場合や、例えば、必要な図面の紛失等があれば、円滑な撤退が阻害されるため、予めこうした取扱いについても、引継計画等において、しっかりと取り決めておく必要がある。
- 引継計画の承認審査基準に盛り込まれている譲渡料・貸与料の適正な審査について、一般送配電事業者は、資金調達の確保等の観点から、特定の配電事業エリアを譲渡したいなど、恣意的な譲渡料・貸与料の算定がなされ

ることを懸念。こうしたことを防止するために国の審査でもよく確認していただきたい。

- 配電事業開始後の事業者の財務面や設備面をモニタリングする仕組みの中で、配電事業者の設備管理については、一般送配電事業者が確認を行うこととされているが、例えば、配電事業者から高額の設備を買い戻すことを避けたいという思いが、配電事業者の設備補修にお金をかけさせないというような状況を誘因するのではないかと懸念。こうした状況を防止するために、一般送配電事業者以外の目が入るようにすることが重要。
- 兼業規制の適用除外基準については、発電事業や小売電気事業を兼業する配電事業者の撤退に際し、最終的に一般送配電事業者が、その業務等を引継ぐのであれば、一般送配電事業における兼業も問題になりうる。このような配電事業が一般送配電事業者に承継される場合等についての整理も必要。

オブザーバー

- 小売電気事業者にとって、託送供給事業者の変更は、小売料金回収の実務に影響がある。配電事業者の参入について、小売電気事業者が対応できるように猶予を持った通知ルールが必要。
- 発電側課金について、配電事業エリア内の整理についても議論する必要がある。発電 BG の代表者の支払い先に配電事業者が新たに追加されることとなると、発電 BG の代表者のシステム改修等が必要となる。従って、現行どおり、一送のみへの支払いに限定することが実務的には負担が少ない方法となるので、検討をお願いしたい。
- 配電事業者への情報提供について、一般送配電事業者の保有する情報にはセキュリティ上、提供できないものがある。配電事業の参入許可申請に際しての情報提供ルールについては、セキュリティ情報の提供の観点にも配慮したバランスの取れたものであると思うので、今回の整理の方向でお願いしたい。
- 例えば、人工呼吸器を使用されているなど、停電時等に特別な対応が必要な需要家もいらっしゃる、こうした需要家の情報の引継ぎも重要。
- 現場で働く作業員の安全確保のために、一般送配電事業者と配電事業者の設備が混在しないようにしてほしいという現場の声がある。現場の安全にも配慮した事業運営になっているかという点についても参入許可審査の中で必要。
- 配電事業エリアの中に、他の配電事業エリアや特定送配電事業エリアが出現する場合も想定される。こうしたケースでは、例えば、事業者間精算をどうするのか、一般送配電事業者と電氣的に接続していない配電事業者が撤退する場合には、誰がその設備や事業を引継ぐのかという中長期的に検討が必要な課題は存在すると考えている。

事務局

- 撤退に対する御意見については、引継計画において、撤退時に備えた取決めについて承認審査基準として設けている。こうした審査基準を活用しながら、各委員からの御指摘にしっかりと対応したい。一方で、厳しすぎる運用となれば、先ほど委員からの御指摘にもあったように、いたずらに参入障壁を上げてしまうことなども懸念される。本制度の趣旨も踏まえ、バランスを考えながら運用したい。
- 一般送配電事業者の譲渡料・貸与料の設定に当たり、一般送配電事業者の恣意的な運用がなされるのではないかという懸念について、譲渡料等の算定方法など具体的な内容は、「分散システム導入プラン（仮称）」の中で規定していくので、御指摘を踏まえ、詳細設計を更に進めていきたい。
- 発電側課金についての意見については、例えば、FIT 賦課金の納付業務等は、一般送配電事業者に業務委託できることを整理してきた。発電側課金などの新しい制度も踏まえた配電事業の設計についてもしっかりと進めていきたい。
- 国民の生命に関わる情報提供についても、個人情報保護法に従い、一般送配電事業者から配電事業者に提供いただければと思う。

3. 事務局より、資料2から資料4について説明。

4. 資料2から資料4について、委員・オブザーバーからの主な意見は以下のとおり。

- 指定区域供給制度や電気計量制度の合理化について、事務局提案を支持。
- 電気計量制度の合理化については、計量専門委員会でしっかり議論していただいて、こうした制度の中で、計量の精度（アキュラシー）の観点から、競争を通じてビジネスが活性化するという絵姿も示していただいているかと思っている。よい議論をしていただき、感謝。
- 平時の電力データ活用について、前回の委員会では申し上げられなかったが、事務局提案に賛成。
- データ活用目的の公益性や将来の利用者拡大を想定していくとの御意見もあったが、サービス提供者も受益者も当面は限られるため、開発の段階から全ての需要家に負担してもらうべきではないと考えている。
- まずはニーズを感じた需要家やニーズを察知した事業者がコストをかけて開発・利用し、サービスが広がっていく段階で受益者から回収していくべきものと考えている。
- アカデミアの利用についても研究費を用意しているはずなので、そこから認定協会に支払って研究を進めていくべきではないかと考える。

- 電力データ活用は、社会課題を解決していくという要素が大きいと認識。
- CO₂削減によるゼロエミッションの実現のために社会の構造自体を変えていかななくてはならないという問題意識があり、そのためにこういったデータを使って社会構造を変え、その結果として色々なサービスを実現しながらCO₂を削減していくことだと認識。
- それぞれの事業においては、経済ビジネスの中で当然コストを払いながらやっていくことだと思うが、副次的に大きく社会課題解決に繋がる可能性があるものであり、社会全体にある便益を一部補う必要がある。
- 託送料金での手当が難しいのであれば、補助金等で手当することを考えていくべきと改めて申し上げたい。
- 災害時の活用のためのシステムも平時に効率的に活用してもらえればと思う。
- アカデミックユースは、一般的にも公益性の観点から、使い方をしっかりモニターするといった一定の規律の中で、ある程度自由に使えるものであり、電力データだけ別のルールを作るのは違うのではないかと考える。
- 公益性をどのように捉えるかという点については、現在、色々なものが意外な形で社会課題解決につながっていることを踏まえると、電力データもそうした芽を潰してしまうのはもったいない。
- 認定協会がしっかり電力データの利活用をモニタリングしつつ、電力データが社会課題解決に貢献できるような絵姿を描いて欲しい。
- この課題は、電力データだけでなく、デジタル社会に向けた一般的な問題と認識する一方、電力データを活用できるよう速やかに対応できるような制度にしていく必要があると考える。

事務局

- 平時の電力データの活用について、委員からは、分かれた御意見を頂戴したと認識しており、事務局としても悩ましい論点と考えている。
- アカデミックや自治体等の公益的な利用で、どこまで受益者負担として費用を求めることができるのかというのは、御指摘として理解する。
- 本日の議論では出てこなかったが、例えば新型コロナウイルスの影響による人口動態の調査にも電力データは活用できると認識。
- 一方で、別の委員の御意見にもあったが、ニーズやユースケースが出てこない議論ができないという難しさがあると認識。
- したがって、基本的な考え方は御提案したものとしつつ、ニーズを見極めながら、柔軟な対応というものも検討すべきなのではないかと考える。
- 頂いた御指摘を踏まえ、どのような整理とすべきか改めて検討したい。